

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の
一部を改正する告示に関する意見公募手続の結果について

令和4年12月28日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示」について、令和4年9月16日から同年10月16日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間 : 令和4年9月16日(金)～令和4年10月16日(日)
- ・ 告知方法 : ホームページに掲載
- ・ 意見提出方法 : 「e-Gov」の意見提出フォーム、電子メール、及び郵送

2. 意見募集の結果

14件

3. 提出された御意見及びそれに対する回答

次頁のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループガス安全室
電話番号 : 03-3501-4032

○パブリックコメントに寄せられた御意見と経済産業省の考え方

	御意見	考え方																		
1	<p>● 第1条第1項第2号イ(2)の非破壊検査による外観検査について 本条文の趣旨は、バルク貯槽の現状を検査するものであり、製造時の欠陥の判定とするのは適当ではないことを確認していただきたい。 理由：当該条文において、非破壊検査により割れ、傷等の欠陥がないことを確認することと改正されています。この条文の解釈として、高圧ガス保安協会の自主基準 KHKS0745 の2.2.4 が下表のように改正されています。なお、右欄には特定設備検査規則(以下、特定則と言う)に基づき、製造メーカーが製造時に行っている非破壊検査内容を比較として載せています。(特定則の機能性基準別添1第13条、別添3第11条)</p> <table border="1" data-bbox="217 616 1218 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">KHKS 0745 2.2.4 外面の非破壊検査</th> <th rowspan="2">バルク貯槽製造時の実際の非破壊検査状況</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査箇所</td> <td>長手接手、周継手の突合せ部並びに管台等取付すみ肉溶接部並びに熱影響部</td> <td>長手接手と周継手が交差する部分を含む突合せ部</td> <td>長手接手、周継手</td> </tr> <tr> <td>検査範囲</td> <td>全線</td> <td>全長の20%以上</td> <td>全長の20%以上</td> </tr> <tr> <td>検査方法</td> <td>磁粉探傷試験</td> <td>磁粉探傷試験</td> <td>放射線透過試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定則の機能性基準と比較すると、告示の改正に伴い改正されたKHKS0745では、非破壊検査の考え方が試験方法も検査する範囲も異なっています。製造時と告示検査時で検査対象が異なることは、不測の事態が生じた際の責任関係が不明確になる可能性があります。</p> <p>したがって、この条文の考え方として、告示検査の実施はバルク貯槽を継続して運用するための検査であり、製造時の状況を再評価するものではないことを確認していただく必要があります。</p>	項目	KHKS 0745 2.2.4 外面の非破壊検査		バルク貯槽製造時の実際の非破壊検査状況	改正後	改正前	検査箇所	長手接手、周継手の突合せ部並びに管台等取付すみ肉溶接部並びに熱影響部	長手接手と周継手が交差する部分を含む突合せ部	長手接手、周継手	検査範囲	全線	全長の20%以上	全長の20%以上	検査方法	磁粉探傷試験	磁粉探傷試験	放射線透過試験	<p>【第1条第1項第2号イ(2)の非破壊検査による外観検査について】</p> <p>● 令和2年度経済産業省委託「石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（バルク貯槽告示検査方法効率化技術及びLPガス配管内圧力等の測定・点検システムに係る調査研究）に関する報告書」では、以下のように記載されています。</p> <p>「本委員会において、バルク貯槽メーカーである委員及びオブザーバーから、新たな告示検査基準に基づく非破壊検査により検知された欠陥があった場合、その欠陥の取り扱いに関して製造責任に発展する懸念が示された。新たな告示検査基準において、検査項目である非破壊検査（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験：表面又は表面近傍のきずの検出）は溶接線の全線に対して行うこととしている。これは、令和元年度及び本年度の実証試験の結果より、バルク貯槽を長期に亘り、より安全に使用する上で必要であると結論づけられたことを踏まえての措置としている。一方、製造時におけるバルク貯槽は、「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別添3に基づき、製造・検査が行われている。製造時に行われる非破壊検査としては、放射線透過試験（主に内部の欠陥の検出）で、溶接線の20%以上を行っており、新たな告示検査基準とは異なる検査方法および範囲にて行われている。上記のように製造時の検査基準と告示検査の検査基準が異なること、また、新たな告示検査の非破壊検査の目的が当該バルク貯槽の現状を検査するものであることから、この告示検査の結果を製造時における欠陥の判定に用いるのは不適當である。」</p>
項目	KHKS 0745 2.2.4 外面の非破壊検査		バルク貯槽製造時の実際の非破壊検査状況																	
	改正後	改正前																		
検査箇所	長手接手、周継手の突合せ部並びに管台等取付すみ肉溶接部並びに熱影響部	長手接手と周継手が交差する部分を含む突合せ部	長手接手、周継手																	
検査範囲	全線	全長の20%以上	全長の20%以上																	
検査方法	磁粉探傷試験	磁粉探傷試験	放射線透過試験																	

● 第1条第1項第2号口の耐圧試験について

又は以下を削除

理由：一般貯槽においては5年又は10年毎の開放検査において非破壊検査により耐圧性能が確認され、また、容器においては20年までは5年毎、20年以降は2年毎に耐圧試験を実施されているのに対して、改正案ではバルク貯槽は20年経過後更に15年以上耐圧性能の確認を行わない基準となっています。20年余りしか運用実績のないバルク貯槽を、告示検査後15年以上耐圧性能の確認を行わず、一般消費者等の供給先に設置し使用することは保安上問題であると考えます。

● 第1条第1項第2号ハの気密試験について

「ただし」以下を削除

理由：気密試験の方法としてバルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態で気密試験を行う内容となっています。この方法は高压ガス保安法で開放検査を行わない場合の気密試験方法として認められていますが、一般貯槽においては5年又は10年の周期で開放検査が実施され、その際には常用の圧力以上の圧力で気密試験が行われています。告示検査の後16年以上、常用の圧力以上の圧力で気密試験が実施されないのは保安上問題であると考えます。また、気密試験時の外気温及び使用状況により圧力が著しく低下している状況が想定されるため、公平な試験方法とは言えないと考えます。

【第1条第1項第2号口の耐圧試験について】

- 製造から20年経過後、15年以内に5年ごとに実施する告示検査において、目視検査と鋼板の厚さ測定を行うこととしており、外観検査では、発錆部は全ての錆を取り除き補修し、残存板厚を確認して設計上必要な板厚以上であることを確認することで耐圧性能を担保しています。(注釈1)
- 以上のことから、現改正案はバルク貯槽の耐圧性能の確認を行う基準となっています。

<注釈1>

- 令和元年度経済産業省委託「石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（バルク貯槽告示検査方法効率化技術及びLPガス配管内圧力等の測定・点検システムに係る調査研究）に関する報告書」（以下、令和元年度委託事業報告書という）
 - ・2回目告示検査について（p.32）

【第1条第1項第2号ハの気密試験について】

- 高压ガス保安法の保安検査基準であるKHKSは、平成16年の保安検査方法見直し検討委員会（学識経験者、業界団体）において、「設備を開放しない年における気密試験において、敢えて原則どおりに内部流体を全て危険性のない気体に置換し試験を行わなければ気密性能の確認ができないとは考えにくい。このような場合には、運転状態の高压ガスを用いて、運転状態の圧力、温度において試験を行うことが適当であると考え。」として、外気温等に関わらず運転状態の圧力における気密試験の実施が適当と結論付けられ、平成16年に制定されました。制定後、約20年運用しているものの、気密試験の検査方法に起因する漏えい事故は発生していません。<注釈2>
- そのため、令和元年度に実施した調査における委員会での検討により、バルク貯槽に直接取り付けられた附属機器等を取り外して修理、交換等の検査を行う場合を除き、バルク貯槽内のLPガスの自圧により漏えい検査を行うことにより、安全性も含めて現行の気密試験の代替とすることが可能である旨、結論付けられました。また、常用の圧力以上の圧力による気密試験は、

		<p>バルク貯槽が必然的に開放される附属機器等の検査又は交換のタイミングに合わせて実施するのが適当と考えます。〈注釈3〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、バルク貯槽内に液体のLPガスが残存している状態では、バルク貯槽の内圧が大気圧よりも下回る事象は起こりえないと考えています。 <p>〈注釈2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保安検査方法見直し検討委員会報告書（平成16年6月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 気密試験について（p.9） <p>〈注釈3〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年度委託事業報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基準案について（p.223）
2	<ul style="list-style-type: none"> ● （1）今回の告示改正案では、初回の検査項目について変更はなく、2回目以降のみ検査の簡略化が提示されているが、そうではなくて、初回検査も設置場所で可能な外観検査等で異常がなければ、他の検査項目を省略できるようにする。結果、検査費用を大幅に抑制することにもなる。 ● （2）20年使用後のバルク貯槽の状態を分析調査し、問題がなければ今後新品のバルク貯槽の有効期限を30年に延長し、その後は今回の告示改正に則り最長50年使用可能とする。 ● （3）20年使用後検査を受けなかったバルク貯槽の再利用を促進し、中古品として安価に流通する仕組みを構築する。 ● （4）バルク貯槽に限らず、LPガス容器の容器再検査期間の延長も併せて検討願いたい。具体的には「製造後20年未満の容器再検査期間は5年」から「製造後30年未満の容器再検査期間は7年」と延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● （1）令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。他方、初回の告示検査において、バルク貯槽の設置場所で実施可能な検査のみ実施することで、バルク貯槽の健全性が担保できる科学的な実証データが示されれば検討を行うことも可能と考えます。 ● （2）バルク貯槽の使用期限は定めておらず、告示に定める検査を行い、健全性が確保された場合は、使用可能としています。 ● （3）バルク貯槽の中古品に関しては、基本的にLPガス販売事業者が売買するものと考えており、全国LPガス協会等と相談していきたいと考えています。 ● （4）頂いたご意見につきましては、当該告示改正とは直接関係するものではないため、ご意見に対する回答は差し控えていただきます。なお、現行法規を変更する際には、同等の安全性が確保されることが前提となり、その根拠とする科学的データ等を踏まえ、検討を行っていく必要があるものと考えます。

3	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス関係の規制緩和というのはこのような感じで決定してしまうのでしょうか。生活に密着しているエネルギーですが、危険もはらむものです実証データを蓄積し、時間を掛けてから改正をして頂きたい。この改正については反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年前、郡山市でガス爆発事故がありました。かなりの衝撃と被害の大きさに恐怖が蘇ります。プロパンボンベであの被害の大きさですよ、バルクだったらもっと大変な事になっていたのでは。生活に欠かせないエネルギーであるし身近にある物なので、簡単に規制緩和するとか業界内で勝手に決めないで欲しい。使用しているのは私たちです、一般人からの意見や理解を得た上、安全で安心出来るエネルギー供給のあり方を再度検討して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。
5	<ul style="list-style-type: none"> ● どうして検査を甘くするのですか？談合ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通で考えれば、元々想定されていた期限より長く使用する場合は検査が厳しくなるのが一般的な考えなのは、特に高压ガスの貯槽と言う危険物に関して1度厳しく検査したからそのあとの検査は簡単にするというのは周りに住んでいる身としては安全とは言えない。再検討を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。 ● なお、今回改正は、実証試験の結果、内面の健全性が確認されたものについて内面の検査について緩和するものです。外面からの検査（目視検査及び肉厚検査）については、従来通り20年以降は告示検査については5年間隔で行うこととしています。

7	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な高圧ガスの貯槽にあっても5年又は10年で開放検査を行い耐圧性能を有しているか確認している、また、容器についても5年ごとの検査、20年以降は2年毎の検査を実施している。バルク貯槽での供給は1997年に施行され1998年より運用が開始され、2018年が告示検査のスタート、告示検査の実績も出来ておらず早々に緩和するのはいかなるものなのか。実証データについても、腐食に影響のある沿岸部地域(沖縄、茨城、千葉、秋田など)や工業地帯エリアなどのデータが乏しく早々の緩和は危険ではないか。容器と違い貯蔵量が数倍から数十倍になる高圧ガスなので漏洩時の被害も計り知れない。実証データの蓄積と各地域のデータを幅広く収集し再検討が必要と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。 ● なお、今回改正は、実証試験の結果、内面の健全性が確認されたものについて内面の検査について緩和するものです。外面からの検査（目視検査及び肉厚検査）については、従来通り20年以降は告示検査については5年間隔で行うこととしています。
8	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーレストランや商業施設で見掛けますが、20年以上使用しても大丈夫なものなのでしょうか。今回の改正（案）の内容を見ますと40年まで使用できることとなりますが、使用に耐うる検証実験等は行われているのでしょうか。40年を経過した実績が無い状態で使用期限の延長を図ることに不安を感じています。安全に使用するためには、急激に使用期限の延長はすべきで無いと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。 ● なお、今回改正は、実証試験の結果、内面の健全性が確認されたものについて内面の検査について緩和するものです。外面からの検査（目視検査及び肉厚検査）については、従来通り20年以降は告示検査については5年間隔で行うこととしています。使用期限は当初から設定しておらず、検査により状態を確認して適切にメンテナンスを行う仕組みとしています。
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 1953年から家庭用のLPガスが普及して約70年、容器に対しての大きな緩和は無かった。しかし、普及して20年余りそれも告示検査の5年を経過したもの(25年)もまだ経過してない中での緩和措置、まだ早いとしか言わざるをえない。バルクの緩和はまだ実証が必要、先般のKHKの情報説明会でもバルクの漏洩事故はあるとされていた。内面の事を大きく取り上げているが、漏洩したものは外面からの腐食での漏れです。また、バルクの脚部や吊り金具に付いての規定が無いのも疑問である、本体の検査が通れば脚や吊り金具がボロボロでも設置するのですか。内面や本体の肉厚、溶接部だけでなく、全体を見てから判断できる内容として頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。 ● なお、今回改正は、実証試験の結果、内面の健全性が確認されたものについて内面の検査について緩和するものです。外面からの検査（目視検査及び肉厚検査）については、従来通り20年以降は告示検査については5年間隔で行うこととしています。

1 0	<ul style="list-style-type: none"> ● 20年近く使用した製品に製造時と同じレベルの塗装で問題ないのか。鉄製の製品の保存は非常に難しい。ボイラーや発電設備など経過年数に応じた下地処理、錆止め、上塗りが必要、単純に考えてはいけなことは、LPガスなのだからしっかりした基準を作るべき。 ● また、膜厚に関しても50μmや300μmとなっているがどのように測定するつもりなのか。曲面に対しての塗装は素人では出来るものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。 ● なお、腐食を防止する措置等を義務づけており、塗装が劣化した場合修復を施す仕組みとしています。
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造時の検査基準と告示検査の検査基準は異なります。告示検査はバルク貯槽の現状を検査するものであると考えますと、バルク貯槽を安全・安心に使えるよう再検査実施事業者が判断したと解します。従いまして、告示検査実施後にバルク貯槽に何かしらの不具合が生じた場合、再検査実施事業者が責任を持って対処すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● LPガスを一般消費者等へ供給する場合、液化石油ガス販売事業者にはバルク貯槽を含む供給設備に係る技術上の基準の適合維持義務が課せられており、不具合の対処に関しても液化石油ガス販売事業者に対して課せられる仕組みとなっています。
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ● LPガス容器の再検査においては、容器検査所の登録を受けた者が実施しているが、バルク貯槽の告示検査もLPガス容器と同様に検査所については登録制にし、告示検査基準を全うし、国民生活の安全・安心の確保をして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の改正は、告示検査の周期や方法等に係るものです。 ● 他方、頂いたご意見につきまして、高圧ガス保安法令に基づき容器保安規則で規定された高圧ガスを充填するための容器については、充填されるガス種や容器の構造・材質等が多岐にわたることから、容器の種類に応じて再検査の方法が異なります。そのため、容器再検査を実施するためには、検査設備の基準を満たした上で、所定の申請書を高圧ガス保安法令で規定する機関に提出し、容器検査所の登録を受ける必要があります。 ● 他方、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示に係る検査の対象となるバルク貯槽については、充填されるガス種はLPガスであり、バルク貯槽の構造・材質は典型的な型が大宗を占め、検査の方法も統一的なものになります。 ● 以上のことから、告示検査については、現段階で登録制を採る必要性があるとまでは考えていません。
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 附帯事項「改正趣旨の周知」について 2022.9.29に東名高速容器落下爆発事故があった。バルク貯槽の処理・運送は概ね容器処理業者が行っており、しかも処理業者は統一業者団体が無く（実数不明）今般の告示・合理化案についても公示文による処理業者等への徹底的な周知がその都度必要と考えます。解釈にブレが無いよう国の意思を 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の改正については、（一社）日本エルピーガスプラント協会、（一社）日本溶接容器工業会に通知することとします。 ● 令和元年度～令和2年度における委託事業において、学識経験者、業界関係者（バルク製造メーカー、液化石油ガス販売事業者）による委員会を設置し、その委員会のもと実証試験等を行いました。

	<p>明確にする公示文の作成が必要です。</p> <p>理由：先般のKHKの回答では周知が十分ではないと考えます。本件合理化案に基づく告示検査を実施するに当たりまず有資格者が非破壊検査などを実施し最終的に処理業者が残ガスの処理など関係業者と積極的に連携してくず化処理を実施する必要があります。くず化に際し保安の確保及び公害防止を図りつつバルク貯槽の安定的な供給に資するためには説明会・工事現場等において公示文による本件合理化の考え方について徹底した説明が求められます。貯槽メーカーは、この理解を踏まえて関係事業者と共に今後の事業計画を構築・運営して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一条について バルク貯槽使用期限を40年に設定してほしい。 <p>理由：現状では、バルク貯槽の材質は鉄であるため歳月を経過しても劣化しないとの観点から使用期限を設けておりませんが、コンポジット容器の材質はプラスチックのため劣化想定から20年の使用期限を設けています。ところで、事故報告にも記載してありますが、2021.6.21 沖縄県中頭地区集合住宅でバルク貯槽下部腐食によるガス漏れ事故が発生したことは周知の事実です。このような実態があること、また、爆発性の高い液化石油ガスの安全・保安を確保しつつ保管・貯蔵を図るためには適切な使用期限を設定することが重要だと考えます。</p>	<p>委員会での検討結果が産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（学識経験者、消費者代表、業界関係者）において審議され、今回の改正に至りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、今回改正において、従来の仕組み通り、告示に定める検査を行い、健全性が確保された場合は、使用可能としています。
14	<ul style="list-style-type: none"> ● KHKS0745 について バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745)内の「4. 告示検査終了後の措置」において廃棄したバルク貯槽に対しては返納が義務付けられているが、告示検査を行った場合には特に報告の規定がない、告示検査を行った場合、検査の届や報告を義務として頂きたい。 <p>理由：現状、バルク貯槽の入替を行い既存バルク貯槽が廃棄となる場合、特定設備検査合格書の返納が義務付けられている。しかしバルク貯槽の告示検査を行った貯槽に対しては届けや報告の規定は無い。改正後に告示検査を実施したバルク貯槽が市場に増え、バルク貯槽が原因の不具合が発生した場合、対象のバルク貯槽は告示検査を実施されているものか、告示検査をせずに期限が切れて使用されているものなのか把握できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の改正は、告示検査の周期や方法等に係るものです。 ● 他方、頂いたご意見につきまして、液化石油ガス販売事業者が法令を遵守することにより、ご指摘のような状況にはならないと考えられます。今回の改正内容について、液化石油ガス販売事業者等が出席する講演会等で周知しています。なお、液化石油ガス販売事業者（保安機関）の法令違反につきましては、立入検査により確認しています。